

# 退職後の健康保険のご案内

在職中の保険証が使えるのは**退職日まで**です

## ■退職後の健康保険にはどのようなものがありますか？

再就職等でお勤め先の健康保険に加入される場合を除いて、**「国民健康保険」「協会けんぽの任意継続」「ご家族の健康保険（被扶養者）」**の3種類があります。

<加入先>	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険 (被扶養者)
<手続き先>	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
<加入条件>	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課に お問い合わせください	退職日までに被保険者期間 が継続して <b>2か月以上</b> ある ことが必要です 退職日の翌日から <b>20日</b> <b>以内</b> に手続きが必要です	ご家族が加入している 健康保険の扶養認定条件を 満たす必要があります ※ご家族の勤務先に お問い合わせください
<保険料>	加入する世帯の人数や、 前年の所得などによって 決まります ●離職理由により保険料が軽 減されることがあります ●お住まいの市区町村により 保険料が異なります	退職時の保険料の <b>2倍</b> とな ります（金額には上限があります） ●退職前に加入されていた協会 けんぽの支部とお住まいの都 道府県支部が異なる場合等は、 2倍の金額にならない場合も あります ●保険料率の改定により、加入 期間途中で保険料が変更とな る場合もあります	被扶養者の保険料負担はあ りません

高額療養費の多数該当については、協会けんぽの任意継続を選択した場合は通算されます。  
「国民健康保険」や「ご家族の健康保険（被扶養者）」を選択した場合は通算されません。

## ■協会けんぽの任意継続に加入したい場合の手続き方法は？

退職日までに継続して**2か月以上**の被保険者期間のある被保険者が、「**健康保険任意継続被保険者資格取得申出書\***」を、退職日の翌日から**20日以内**（20日目が土・日・祝日の場合は翌営業日）にお住まいの都道府県の協会けんぽ支部までご提出ください。郵送による提出に御協力をお願いします。

※協会けんぽのホームページからダウンロード、印刷してご使用ください